

「市民生活のしおり」協働発行事業に係る事業者募集要項

函館市民に市の制度や住民生活に必要な各種手続，窓口などを分かりやすく説明した冊子「市民生活のしおり」の発行にあたり，協働発行事業者を次のとおり募集する。

1 事業の概要

(1) 事業名称

「市民生活のしおり」協働発行事業

(2) 発行時期・発行部数

平成31年(2019年)7月(予定)・約142,300部

(3) 費用負担

作成から配付まで発行に要する一切の費用は，協働発行事業者が全額負担し，市は一切の費用を負担しない。

2 事業スケジュールおよび協定等の流れ

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 平成30年11月9日(金) |
| (2) 質問受付期限 | 平成30年11月14日(水) |
| (3) 質問書に対する回答 | 平成30年11月20日(火) |
| (4) 応募受付期限 | 平成30年11月28日(水) |
| (5) プレゼンテーション | 平成30年12月上旬(予定) |
| (6) 選定結果通知 | 平成30年12月中旬(予定) |
| (7) 協定書の締結 | 平成30年12月下旬(予定) |

3 本事業に対する質問の受付と回答

(1) 質問受付期限

平成30年11月14日(水)午後5時30分

(2) 質問書の提出方法・提出先

質問書(様式1)を原則電子メールで函館市企画部広報広聴課に提出する。

(3) 質問書に対する回答

ア 回答日 平成30年11月20日(火)

イ 回答方法 市ホームページに質問と回答を掲載する。

(4) 注意事項

質問書に対する回答の内容は，本募集要項の追加または修正とみなす。

4 応募に関する事項

(1) 応募者の資格，構成等

応募者またはその構成員となる者は，次の条件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこ

と。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更正または再生手続を行っている法人でないこと。

ウ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

エ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を、応募書類提出の際、現に受けていないこと。

オ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。

カ 市区町村民税の滞納がないこと。

(2) 応募受付期間

平成 30 年 11 月 9 日（金）から 11 月 28 日（水）まで
午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分（土・日・祝日を除く）

(3) 応募書類

応募書類は次のとおりとする。

ア 「市民生活のしおり」協働発行业業申込書（様式 2）

イ 誓約書（様式 3）

ウ 「市民生活のしおり」企画提案書（任意様式・次の各事項を明記すること）

(ア) 協働事業についての考え方・方針

(イ) 制作体制（総括責任者および担当者も記載すること）

(ウ) 事業スケジュール

(エ) 「市民生活のしおり」発行等に係る収支見込（予算書）

(オ) 内容提案

a 発行ページ数（総ページ数、行政情報等および広告スペースの割合）

b 規格（紙質、製本等）

c レイアウト・地域情報案（冊子見本等）

(カ) 広告掲載予定数および広告募集計画（募集手順等）

(キ) 配付方法および配付スケジュール

(ク) 同種または類似業務の実績を示す資料

エ 市区町村民税の滞納がないことを証明する納税証明書（発行から 3 カ月以内）

(4) 提出先

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

函館市企画部広報広聴課（市役所 6 階）

電話 0138-21-3630（直通） F A X 0138-23-7604

E-Mail kouhou@city.hakodate.hokkaido.jp

(5) 提出方法

上記（4）へ直接持参または郵送すること。（11 月 28 日（水）午後 5 時 30 分必着）

(6) 提出部数

上記（３）のア、イおよびエは各１部、ウ（企画提案書）は７部

（７）その他

- ア 応募者は、提出書類をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 企画提案書提出後の差し替え・修正は認めない。
- ウ 提案書類は協働発行事業者選定のためにのみ使用する。
- エ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- オ 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。

５ 協働発行事業者の選定

（１）選定方法

本事業に対する応募があった場合は、市が設置する審査委員会で企画提案書等を総合的に審査し、評価基準の合計点数が最も高い者を協働発行事業者候補者として市に推薦する。ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員長および委員の多数決により協働発行事業者候補者を決定する。なお、合計点数が２１０点に満たないときは協働発行事業者候補者として推薦しない。また、審査委員会から協働発行事業者候補者の推薦があったときは、市はこれを尊重し、協働発行事業者候補者を協働発行事業者として選定する旨の決定を行う。

（２）審査委員会の設置

市は、協働発行事業者の選定を厳正かつ公平に実施するため「市民生活のしおり」協働発行事業者企画提案書等審査委員会を設置する。委員には有識者（３名）、市職員（２名）をもって充てる。

（３）プレゼンテーション

企画提案書等の受領後、企画提案者によるプレゼンテーションおよび審査委員によるヒアリングを実施する。実施場所等については、別途指定する。

（４）評価基準

項目および配点（委員各７０点満点）は次のとおりとする。

ア 「市民生活のしおり」企画提案の内容 ５０点

- （ア）協働事業への理解度・積極性が認められるか
- （イ）行政情報を掲載する十分なページ数が確保されているか
- （ウ）ページ全体の配置が情報を検索しやすいようになっているか
- （エ）文字サイズやレイアウト等、高齢者や視覚障がい者に配慮され読みやすいデザインになっているか
- （オ）市民にとって有意義な企画提案があるか
- （カ）広告の募集および掲載計画は適当か

イ 業務実施体制 １０点

- （ア）組織・体制・事業スケジュール・収支見込（予算書）は適当か
- （イ）配付方法および配付スケジュールは適当か

ウ 類似業務取扱実績、地域精通度 １０点

(ア) 同種または類似業務の実績は十分にあるか

(イ) 応募者は、函館市内に本店または支店（営業所等を含む）を有する者であるか

(5) 選定結果の通知

選定結果は、全参加者に対して書面で通知する。なお、選定経過については公表しない。また、選定結果に対しての異議申し立ては受付しない。

(6) 協定書の締結

協働発行业者として選定された者は、市と協働発行业者に係る協定書を締結する。

(7) 協働発行业者の決定の取消し

市は、協働発行业者が次の各号のいずれかに該当するときは、協働発行业者の決定を取り消すことができる。なお、この場合において市は当該事業者に対し、その賠償の責めを負わない。

ア 「市民生活のしおり」を市が指示する期日までに納品しないとき

イ 虚偽の内容により応募したとき

ウ 協働発行业者の責務においてなすべき事項に係る対応を速やかに行わないとき

エ 談合等不正行為により処罰を受けたとき

オ 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき

カ 前各号に掲げるもののほか、協働発行业者として不適切と市長が認めるとき

6 「市民生活のしおり」仕様

(1) 名称

市民生活のしおり

(2) 発行時期

平成31年（2019年）7月（予定）

(3) 発行部数

約142,300部（全戸配付用130,300部、転入者用12,000部（2年分））

(4) 刷り色

4色

(5) 規格

A4判 170～230ページ程度

(6) 主な掲載内容

ア 行政情報 市民の暮らしに役立つ各種行政サービスの利用方法等の情報

なお、平成29年7月発行の「市民生活のしおり」と同等程度のページ数とすること

イ 地域情報 函館市の観光、歴史、地図等の情報

ウ 企業広告 市内企業等から募った広告

(7) 制作方法

ア 市は「市民生活のしおり」の制作に必要な行政情報を電子データまたは紙原稿で協働発行业者に提供する。

イ 協働発行业業者は、企画、編集、印刷、製本および配付に係る一切の業務を行うものとし、その際、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。

ウ 協働発行业業者は、納品時に全ページ分（広告を除く）の電子データ（PDF形式等）を提出すること。

（8）広告の取扱い

ア 協働発行业業者は、紙面の30パーセント以内の範囲で広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は協働発行业業者に帰属する。

イ 広告主の募集・広告の制作等は、協働発行业業者が行い、広告掲載の取扱いについては、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準の規定を遵守する。

ウ 掲載する広告等については、市が事前に審査を行う。広告の掲載面、位置等については、市と協議のうえ決定する。

エ 協働発行业業者は、広告等が市の事前審査により不適合と判断された場合は、広告内容の修正または広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は協働発行业業者の負担とする。

（9）費用負担

作成から配付まで発行に要する一切の費用は、協働発行业業者が全額負担し、市は一切の費用を負担しない。

（10）配付

ア 協働発行业業者は、発行した「市民生活のしおり」を、市内全世帯に一斉に配付する。一斉配付時点で未配付世帯があった場合は協働発行业業者が配付する。

イ 全世帯配付後の残部は、市が指定する場所に納品する。

（11）協働発行业業者の責務

ア 協働発行业業者は「市民生活のしおり」の発行に関する事項（行政情報の内容に関わるものを除く。）について、一切の責任を負う。

イ 協働発行业業者は「市民生活のしおり」への掲載広告を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

ウ 協働発行业業者は「市民生活のしおり」への広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。

(様式1)

「市民生活のしおり」協働発行业務質問書

平成 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

「市民生活のしおり」協働発行业務の募集に関して、次のとおり質問します。

質問者名	名称			
	代表者			
連絡担当者	所属部署			
	役職		氏名	
	所在地	〒		
	電話		FAX	
	E-mail			

質問事項

--

(様式2)

「市民生活のしおり」協働発行业事申込書

平成 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

「市民生活のしおり」協働発行业事に係る事業者募集要項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申込みます。

応募者名	名 称			
	代表者			印
	所在地	〒		
	電 話			
連絡担当者	所属部署			
	役 職		氏 名	
	所在地	〒		
	電 話		F A X	
	E-mail			

(様式3)

誓 約 書

平成 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

私は、以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更正または再生手続を行っている法人でないこと。
- 3 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- 4 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を、応募書類提出の際、現に受けていない者であること。
- 5 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていない者であること。
- 6 市区町村民税を滞納していない者であること。
- 7 上記 1 から 6 が事実と相違する場合、「市民生活のしおり」協働発行事業の応募申込みを無効とされても異議のないこと。

所在地

名 称

代表者

印